

朝鮮後期貨幣・金融制度の改革と第一国立銀行

今 野 昌 信

On the monetary and financial system reformation in the late Korean Kingdom induced by the Daiichi National Bank

Masanobu KONNO

始めに

第1節 19世紀中葉東アジアの主な外交交渉

第2節 朝鮮後期における土地所有

第3節 旧来の貨幣・金融制度

第4節 日本の貨幣・金融制度改革

第5節 第一国立銀行の朝鮮進出

終わりに

始めに

本稿の目的は、第1に朝鮮国が開国以降植民地支配を受ける過程において、第一国立銀行が朝鮮国の貨幣・金融制度の改革にどのような役割を果たしたのか、幾つかの資料を用いて検討することである。第2に、日本の金融システムの近代的改編に約20年後れて始まる朝鮮国のそれが、旧来の産業構造および貨幣・金融制度を前提に、日本の近代化に合わせてどのように変容を強いられたのかを考察することである。そして第3に、近代産業社会を支える金融システムと資本投資の関連を考える手がかりを求めることである。東アジア諸国の近代化は、欧米諸国との接触によって始まった19世紀における世界史的現象であった。そこでまず第1節では東アジアにおける外交交渉を整理する。第2節および第3節では開国以前の朝鮮国における土地所有および貨幣・金融制度をまとめ、第4節ではそれに先行して近代化が進められた日本の貨幣・金融制度改革を、最後に第5節では、日本の近代化は対外膨張政策と一体に進められたが、その先駆けとして第一国立銀行がどのような役割を担ったのかを考察する。

第1節 19世紀中葉東アジアの主な外交交渉

1840（道光20）年6月に広東港で始まったアヘン戦争は42（道光22）年8月に締結された南京条約で終結した。翌43（道光23）年にその施行細目を決める虎門条約で、広東を含む5港に英国領事裁判権に服する専管居住地が置かれた。また清国の輸入品には英国側が自主的に5パーセントの関税を納めることになった。これは、清国がその国内に法を適用できない租界の成立と関税自主権の放棄を意味した。1856（咸豊6）年には Arrow 号事件から第2次アヘン戦争が始まり、1858（咸豊8）年の天津条約によって、清国は先に開港した5港に牛莊など8港を加え、両国が公使を交換のうえ北京に英国公使を駐在させ、国内におけるキリスト教の布教を認めることになった。

一方日本は、Perry（1794-1858）が率いる米国東インド艦隊が1853（嘉永6）年に浦賀に来航した後、鎖国を祖法として開国を拒絶したが、攘夷から一転して翌1854（安政元）年開国に踏み切った。米国との交渉は、米国が清国との間に1844年に締結した望厦条約を雛型に日米和親条約に結果したが、貿易や居留など具体的な通商事項は次の交渉へと持ち越された⁰¹⁾。57（安政4）年6月に日米条約を締結した後、10月の日蘭追加条約によって、日本は事実上通商を開始した。58（安政5）年7月日米修好通商条約および貿易章程を締結した後、蘭露英仏の各国との間に同様の条約を結んで広く貿易を開始することになった。これらは、平等互惠の対等な外交・通商関係からは遠い片務的最恵国条款を規定した不平等条約であった。

日本と清国が西欧諸国との間に締結した諸条約はいずれも不平等条約であったが、その内容およびそれが社会に与えた影響は清国に重かったといえよう。なぜなら英国への戦争賠償金支払いとアヘン輸入の急増が清国の国際収支の悪化と国内経済の疲弊を招き、そこに安価な英国製綿製品が大量に流入して在来綿工業に打撃を与えた。その一方で、日米修好通商条約においてアヘン輸入は禁止されていたからである。米国は南京条約及び虎門条約で規定された最恵国待遇を清国に要求して望厦条約を得たが、日本への開国要求は通商貿易が主要目的であった。1851（道光31）年に清国で起こった太平天国の乱と欧米諸国への中国民衆の反抗が、米国に英国とは異なるアジア政策を志向させたといえよう。また1840年から1854年までの15年間で、鎖国から開国へ日本の対外政策変更を可能にしたともいえよう。

さて、この当時清国を宗主国として朝鮮国は冊封関係にあった。対外交渉は宗主国への報告・諮問により事大関係を維持しつつ、貿易は清国皇帝へ朝鮮国王が献上し、それに対し皇帝から国王へ回賜するという朝貢貿易であった。近世において日本とは、1607（慶長12）年の修好使に始まり、1811（文化8）年対馬での聘礼まで、歴代将軍を日本国王として12回通信使外交が行われていた⁰²⁾。しかし朝鮮国は対外的には鎖国政策を基本としていたのである⁰³⁾。19世紀半ばに清国が西欧諸国との衝突から不平等条約を強いられても、朝鮮国は清国との冊封関係を維持した。しかし明治維新での王政復古と天皇親政は、東アジアにおける中国皇帝を中心とした冊封体制を日本が否定し、国

民国家を単位とする西欧諸国の国際社会および外交関係を受容したことを意味していた。日本は1870（明治3）年朝鮮国に対して新政権成立を通知し、新たな修好を申し入れたが、朝鮮国は国書の受取拒否によってそれを拒絶した。朝鮮国の鎖国政策への執着は、やがて日本との対立を引き起こしただけでなく、社会の近代化と独自の対外政策を模索する機会を失わせた。

清国が1689（康熙28）年にロシア帝国と締結した Nerchinsk 条約は、冊封関係以外の対外関係を自ら認める意味を持っていた。17世紀の国際社会では既に条約締結という外交手段が西欧諸国の間だけではなく、アジアにおいても有効だったのである。中華思想に基づく冊封体制は清国の国力に依存し、その低下とともに東アジアにおける政治上の安定装置としての機能を喪失していったといえよう。それに加えて朱子学と科挙から産出された官僚組織が社会の硬直化を招いた。近代西欧社会に成立した国民国家が産業革命の進行とともに対外的に膨張し始めたとき、社会契約の思想は国家間の条約締結のみならず商取引にも反映し、計算可能な合理性は属人関係を基本原理とする社会システムを凌駕する機能性を発揮したといえよう。

東アジアは19世紀半ばまで近代以前の社会状態にあった。近代化は政治組織・外交関係や産業構造・経済活動などにも及ぶ広範な社会改革を必要とした。日本の近代化は銀行制度を例にとれば、商業銀行は Anglo-Indian 銀行や米国国立銀行を、中央銀行はベルギー国立銀行を模倣して組織された。しかし明治国家主導の金融制度形成は、商業銀行を金融制度の中心に置きながらも、更に産業金融を特殊銀行に求めざるを得なかった。それによって資本の社会的分配機能を補完したが、その運用を法によって強制するシステムには官僚支配の構造が入り込んだ。

アヘン戦争から約15年後れて1854（安政元）年に開国した日本には、朝鮮国が開国⁰⁴⁾する1876（高宗13）年まで22年の時間があった。この間近代国家としての法体系の整備と産業・軍備の近代化を進めた。そして19世紀後半に日本が対外的に膨張するのにあわせ、そのシステム自体も東アジアの植民地に移植されていった。したがって、日本がどのようにその金融制度を形成したのか、それとともにどのように植民地の金融制度を改変したのか、両者を対比して考察する必要があるだろう。日本の近代化はアジアへの膨張政策を必要条件とした。英国の近代化も綿工業を駆動しつつ対外膨張政策を必要とした。ともに工業社会への移行が近代化の実質であったが、次節では朝鮮後期の土地所有を取り上げてみよう。日本の植民地支配政策は、農業が中心であった当時の朝鮮国の産業構造に規定され、金融システムの移植自体もやはり当時の産業構造に制約されていたからである。

第2節 朝鮮後期における土地所有

本節で土地所有問題を取り上げなければならない理由は以下のとおりである。開国以前は前近代的土地所有形態であった朝鮮国に日本が近代的土地所有制度を扶植しつつ、金融業を含む日本の産業全体の近代化を推し進めるための原資を創出しようとしたといわれる。それでは、朝鮮国における封建的土地所有とはどのようなものであったのか、また、それを日本がどのように改編して原資を創出

したのかを問わなければならない。第1の理由である。また、開国初期に日本から幾つかの国立銀行が朝鮮国に進出⁽⁵⁾した。それらは商業銀行として日朝貿易商に対する短期資金の供給を主要業務としたが、ほどなく撤退する銀行が現れた⁽⁶⁾。日朝貿易は当初農産物を中心に交易が行われたが、概して低調だったといわれる⁽⁷⁾。1917（大正7）年に日本は朝鮮殖産銀行を設立して主に農業へ長期資金を供給したが、資金需要は大きく堅調な貸出実績を記録した⁽⁸⁾。開国から暫くは独自に商業資本が成長する余地は小さく、そのため農業を基盤に金融制度を編成したといえよう。すなわち金融システムの近代化は、農業とりわけ土地所有の近代化と並行して進められたのである。第2の理由である。そして、開国当時日本から朝鮮国へ輸出する品目の中に香港経由で英国から輸入した綿布・金巾が含まれていたが⁽⁹⁾、これを代替すべく日本でも綿工業の育成が行われた。前近代社会の産業は小農業と家内工業の一体性によって形成⁽¹⁰⁾されていた。日本の殖産興業政策による生糸、木綿の工業生産化と生産の増加は海外市場に販路を求めた。朝鮮国の農業改編は家内工業の衰退をももたらしたが⁽¹¹⁾、日本の朝鮮国植民地化政策は自国の近代化政策と不可分であったといえよう。第3の理由である。

さて、以下では韓（1991）その他に依拠して、開国期朝鮮国の土地所有を整理しておこう。

王族と両班官僚を支配階級とする朝鮮王朝は、儒教的農本思想から「農業を根本、商工業を末業」⁽¹²⁾と捉えたので、経済政策は「務本抑末」で一貫していたといわれる。高麗末の私田である農莊を没収、その土地制度の「科田法」を受け継ぎ、土地を国有とし財政および政治体制の基盤とした。(1) 給付対象と名称は以下の通りである。①京畿道内で、18等級の官階に従い、実職・閑職を問わず官吏一人に「科田」②官吏死亡後再嫁しない妻に「守信田」③両親を亡くした幼少の子女に「恤養田」④政変時の功臣に世襲を認めた「功臣田」⑤特別な勲功者に「別賜田」⑥王室に全国に渡る直轄地⑦両班以外の閑良に「軍田」⑧中央・地方の官署・機関に多様な名目の田地⑨成均館・寺院などに田地、などである⁽¹³⁾。しかし給付対象は「職田法」実施（1466（世祖12）年）によって実職者のみに限定された。その理由は科田などの世襲化とそれらを名目に開墾・買占めなどによって農莊が拡大、国有地が減少したためである。(2)土地の利用は国が⑩田主に収租権、佃戸に耕作権を確定した。(3)収税方法は国が⑪租税額を公定⑫「官収官給制」実施後官府が米・布など現物徴収(4)収税額の基準は1444（世宗26）年以降⑬「結負制」6等級の田地〔肥瘠〕⑭9等級の作柄〔豊凶〕とした。(5)土地調査は⑮20年毎に測量し土地台帳を作成した。以上は科田法が対象とした公田の概要である。

私田である農莊の田主は佃戸から収穫高の半分を徴収し（「半作半収」）、公定の田税を納めたが、これが慣例化した。また1444（世宗26）年の税制改革が実際には田制の混乱を生じて、科田法は農莊の拡大に伴って16世紀には有名無実化したのである。なぜ農莊の拡大を押さえ、或いはそれを公田に組み込むことができなかったのか、ここで疑問が生じる。朝鮮王朝の権力構造の在り方が答えの鍵を与えてくれそうだが、本稿では取り上げず、次に16世紀以降の農莊の拡大を見ておこう。(1)特徴は①全国に散在、(2)原因としては以下が指摘されている。②「科田法」施行地域が京畿道周辺③「科田法」廃止にともない閑職者は支給対象から除外④王朝成立初期に開墾奨励、また佃戸は④

農莊では徭役免除のため田地を農莊に投托⑤良民身分を放棄農莊所属の賤民化、などである。そして田主は農莊拡大によって⑥権勢家となり兩班官僚を志向したが、それがまた農莊の拡大を有利にしたためであった。16世紀末に壬申・丁酉倭乱、17世紀中葉には丁卯・丙子胡乱や女真族の勃興などの外患に兩班官僚の分裂などの内憂が重なり、「職田法」土地政策は不可能となった。そのため王命による「折受」が行われた。

その(1)内容は①王族（宮房）への漁箭・塩田・柴地・「宮房田」の割譲であり、その(2)影響は②宮房軍營所属の屯田吸収③軍營・官署の民田買収④兩班層の民田買収・横占などの増加であり、⑤国家の徴税力衰弱化であった。(3)対策として⑥量田の計画・実施が行われたが、現実には⑦隠結と⑧佃戸の税負担の増加がみられた。こうして19世紀末までに宮房田など免税地と荒廢地が増加するにつれ、課税対象田地は減少していった¹⁴⁾。このため元来の田税に様々な付加税を加えた徴収額は増大し、更に地方の徴税官吏が不法・過重に徴収する⑨都結・白地徴税が横行した。朝鮮後期には農民は流亡し、火田民となり、農村社会の没落が封建社会を崩壊に導こうとしていた。朝鮮国の鎖国は、封建体制の建直しが急務なため強行されなければならない政策であった。

さて、土地の国有・公有・私有に関して更に検討が必要である。権（1967）は他の論文を引用しながら、「わが国の封建時期に封建制度の基礎となった土地所有制は土地私有制であり、その理由として国有地・宮房にも奴婢が佃戸として使役され、またその田主は佃戸から地代を、農莊では地税を収取したことに注目している。「地代は土地所有者と土地利用者との間に結ばれる生産関係」であり、「折受」は土地の私有を公に認めた点を上げている。そして「高麗以後の土地所有形態は、主として国家所有制と地主的所有制および小農土地所有制の三形態が並存したが、そのうち実際には地主的所有制が規定的」で、「高麗、李朝初期にわたって第一形態が支配的」だったが「19世紀に入って第二、第三形態だけが残」ったとの見解に賛同している。また19世紀の「賭地法」に注目している。「賭地農民は地主から人格上完全に独立した存在として、彼らの権利¹⁵⁾」に対しては地主もあえて侵犯しなかった」のは、地主的所有制が「近代的生産様式の歴史的的前提」を形成する過程をたどりつつあった証左という見解に一定の評価を与えている。

権（1967）の考察を金（2002）が補強している。「私人間の関係である所有権に基づく土地支配」が拡大し、「朝鮮後期には一般農民レベルまで含めて土地の売買、相続」などが行われており、「人民の事実上の私的土地所有が一般的に成立していた」という。しかし「国家による所有権の証明制度を欠いた『事実上の』私的土地所有であった」¹⁶⁾という指摘に注目したい。金（2002）は課税の根拠を土地面積ではなく土地の生産力に置いた結負制が実際の土地面積のみならず課税対象の把握をも困難にした点をも指摘している。

こうした状況下に、19世紀後半には自小作上農（＝富農）層が広範に存在し、土地所有を目指す動きが現れていたという（宮嶋（1975））。経営面積と所有面積の相違に注目し、後者が小さくとも前者が大きい小作農が営利を追求し、商業的農業の進行を指摘している。しかし、0.5町歩未満の田を経営する零細農家が1913（大正2）年で農家戸数の34.6%を、1町歩以下の農家が92.6%を占

め、1町歩を超える農家が1割にも満たない7.4%にすぎず、2極化が20世紀初めまでに進行していた。ただしこの数字は1910（明治43）年の韓国併合¹⁷⁾以後であり、1908（明治41）年の東洋拓殖株式会社設立などの影響を考慮する必要がある。朝鮮総督府臨時土地調査局の朝鮮土地調査事業が、それ以前の韓国統監府設置から実質的に行われていたという指摘には注意が必要であろう¹⁸⁾。「宮房田」が「国有駅屯田」に改編され、また両班地主の第二形態はやがて日本の国有地に組み込まれていった。

以上、朝鮮後期には私的土地所有権および耕作権が広く認められ、耕作権にoption設定もみられたが、所有権の証明制度を持たなかったことを述べてきた。日本が朝鮮国に先んじて近代的な法体系を欧米諸国から導入し、それを道具として植民地政策が進められていった。近代社会が前近代社会と関わりを持つとき、社会システムの違いとともに近代化の時間的なズレに注目する必要がある。資本主義社会とはこの差異性をメカニズムとして移動するのではないだろうか。また、近代的な所有概念を明治期の日本がどのように理解したのか、欧米諸国からのお雇教師がこの当時日本の対外政策立案にどのように関わったのかなど、興味を引くテーマも残されているが、ここで節を改め、朝鮮後期における貨幣・金融制度を取り上げてみよう。

第3節 旧来の貨幣・金融制度

本節でも韓（1991）その他に依拠して、まず貨幣制度から概観しておこう。朝鮮初期は農本思想に基づく「務本抑末」政策から商工業は両班官僚と官府の需要を満たす程度に止まり、そのため貨幣経済の発達は見られなかった（韓（1991）pp268）。交易媒体に米・五升綿布が用いられ、第4代世宗（在位1418-50）代に「楮貨」と「朝鮮通宝」を併用したが、通貨価値の低下と貨幣に対する需要および銅生産の不足から鑄造が停止された。1608（宣祖41）年京畿道で初めて貢納制に大同法を実施した後、貢納を請負う貢人が現れ、また農村から漢城へ人口が流入するに従い商業活動が広がった。平安道と咸鏡道を除き、1623（仁祖元）年江原道、1651（孝宗2）年忠清道、1708（肅宗34）年黄海道と、順次同法が全国にわたり実施されるや、やがて貢人から都賈が現れ、地方では「客主」や「旅閣」が商圈を拡大していった。商業の興隆とともに米・布による徴税から貨幣によるそれへと変わり、貨幣需要も増加した。1633（仁祖11）年には「朝鮮通宝」を鑄造したが、この当時は、「漢城と開城で一部の商人が使用する程度」（李（1971）pp21）の量しか発行されなかった。また、国内で貨幣を鑄造する費用が高むため、1650（孝宗元）年に、「明国から唐錢15万貫を輸入し、安州と平壤の地域で使用」（同上pp21）したという。物価は、「銀子1両＝銅錢600文、米1升＝銅錢4文程」であった。しかし品質に劣る私鑄錢が大量に出回ったので、1678（肅宗4）年に「常平通宝」として「一文錢」、「二文錢」、大型の「折二錢」が発行され（同上pp22）以前よりは広く流通したが、重量・品位共に均一ではなかった。

「一文錢」を例にとれば、後に日本の京城領事館が貨幣調査を目的に4見本の量目を計ったが、

1枚1.550匁から0.840匁までの幅があった。これが1880（高宗17）年ころ640万貫流通していたという（姜（1967）pp95）。「葉錢」と呼ばれた「一文錢」など銅を主要な材料とする銅錢以外に、1882（高宗19）年に「正円無孔、大・中・小ノ三種ア」る「銀標ヲ作」ったが「発行ノ翌年其鑄造ヲ停止」した（『資料』pp35）¹⁹⁾。

朝鮮国は、1876（明治9・高宗13）年2月の日朝修好条規（江華条約）を嚆矢として、1880年代に欧米諸国と締結した諸条約によって開国した。この開国が日本のそれと同様に軍事費や行政費への国家支出を増大させた。その一方で、前述のように封建的国家体制を支える財政が疲弊していたのである。そのため1883（高宗20）年3月「近来経費萬分艱窘、方設鑄錢而其為通用、猶有所不敷、臣意則以当五銅錢及今鼓鑄与銀標、互行共済似無窒礙之慮矣」（姜（1967）pp95）と「当五錢」の鑄造が提起された。「一文錢」5枚が「当五錢」1枚に当たるとの云いである。しかしこの貨幣改革が一層の混乱を引起したのであった。1890年代初期でその流通量は770万貫と推定され、「一文錢」640万貫の1.2倍の量である。しかも第一国立銀行仁川支店が1000枚の量目を計測したところ、最重3.680匁から最軽1.265匁までの幅があり、形状も一定ではなかったという。例えば、1883（高宗20）年鑄造の「当五錢」は銅80%・錫20%の合金であったが、93（高宗30）年鑄造のそれは銅57%・亜鉛32.5%・鉛8%とその品質も劣化している（同上）。このため「今之物価準十年前或有過十倍者、或有過百倍者、名雖当五実不及前日葉錢半文之用」、このインフレーションが「市場貨物益翔貴貧民愈困怨声載路」（同pp96）のであった。そして貨幣の悪鑄は、「政令地方ニ及ハス、為ニ帝都附近ノ五兩モ地方ニ於テハ一兩視セラル」（『資料』pp35）状況を生み出した。こうした貨幣価値の低下を、渋沢は「此上尚低下ハ無疑事ニテ発行増加之度ニ応シ相場低落するハ尚我邦紙幣増発之時と同様と存候」（『資料』pp24）と述べている。また、「只一大害ノ貿易市上ニ横ハル者は彼国通貨即チ銅錢欠乏ノ事」のため「銅錢ノ価格貴昂ノ勢ヲ持」（『資料』pp8）すほど、その流通量は不足していたようである。日本の対朝鮮国貿易の開始当時では、輸入財価格の高騰と輸出財価格の低落がこのような貨幣制度から生じたのであった。大倉喜八郎は「当時は勿論朝鮮に一の金融機関はなく、商取引の実情は頗る不便」（『資料』pp10）で「貨幣は主として葉錢」だったと回顧している。「当五錢」自体そもそもの程度国内に流通したのか関心がもたれるが、上記の理由から1889（高宗26）年にはその通用が停止となった。これ以外にも1866（高宗3）年に鑄造された「当百錢」は3年後に通用停止となっている。したがって「一文錢」（葉錢）が主要な流通貨幣であったという大倉の発言は首肯されよう。

「常平通宝」の材料である銅と朱錫は、その産出量が朝鮮国内では不十分なため、銅は日本から朱錫は中国から輸入された（李（1971）pp23）。国内商業活動の活発化が貨幣需要を増し、更に開国が貨幣需要を増加させたが、それを満たすには材料の輸入を増やすべく、国内産業の開発が必要であった。封建的土地所有に根ざした農業社会にとって、開国は大きな困難をもたらしたのであった。

さて、開国に伴い貨幣制度を改めるべく「当五錢」を鑄造した典圖局は1883（高宗20）年に設置されたが、すぐに廃止され、1892（高宗29）年仁川に再設置する計画が立てられたが、実現しな

った（韓（1991）pp491）。典園局は造幣所であるが、貨幣制度を支える金融制度はどのようなものであったのだろうか。

都賈や「客主」・「旅閣」など商人の活動は、18世紀後半に어음（信用貨幣）が流通し（李（1971）pp28）、開城から「松都四介治簿法」が流布された事実から伺われる。富の蓄積がどの程度行われ、またこれらの卸売業や商業資本が、産業資本や貨幣取引業を生み出したのかが、次に問題となる²⁰⁾。そのためには、商業の発達と取引決済制度を詳細に検討すべきかもしれない。しかし、物品貨幣から金属貨幣の使用へ移行しても、農業に基盤を持つ「自給自足経済から脱皮しきれない」産業構造下では、「商圏が狭く、手工業も幼稚段階にあり、金融制度自体が後進的」（朴（1973）pp21）であった。開港当時は、庶民金融を担った「典當舖」²¹⁾と大口融資を目的とした「質屋」が、専門的貸金業であった（李（1971）pp53）。

これらは「李朝末期に相当多く現れたが」貸出条件である「期限・利子・典當舖保管方法などは特殊な慣習」（朴（1973）pp22）に従って行われ、利率も一般に高く、こうした「貸金業者が市中に盛行する大きな要因は、資本蓄積がなされず、金融機関が供給する資本が需要を満たさない」（朴（1973）pp23）からだといわれる。

「典當舖」および「質屋」以外に、「契」・「時邊」・「外劃制度」・「客主」が朴（1973）では取り上げられている。このうち「客主」は、「1890年には仁川と釜山に25件ほど繁盛していた」（朴（1973）pp29）が、それが「近代銀行へ発展しなかった要因を産業資本の未発達」（同上）にもとめている。このため朝鮮国は「日本の強大な金融資本と競争ができない」（同上）状況下で開国を迎えざるをえなかったのである。

第4節 日本の貨幣・金融制度改革

本稿の目的は、前近代社会が近代社会へ移行するとき、その社会システムは先進国の外圧を受けながらどのように改編されるのかを考察することにあった。また、近代化を開始する時期の相違が、そのシステム改変にどのように影響するのかを検討することにあった。その一例として、約20年の隔りがあった日本と朝鮮国の開国を取り上げている。本節では、前節で検討した開国以前の朝鮮国の貨幣・金融制度と比較するため、明治初期に行われた日本の貨幣・金融制度改革をごく簡単に素描しておこう。

1854（安政元）年の開港以降、日本から諸外国へ金が流出した原因には、国内貨幣制度と内外貨幣の交換比率の混乱が指摘されている²²⁾。前者への対策として、明治新政府は1868（慶応4）年3月諸外国に向けて、洋銀1枚を金3分に規定し邦貨同様に通用させる旨を布告、また国内に向けては金銀旧貨の通用を保証した。次いで外国事務局は5月に英国などに対し新貨鑄造の意見を諮問、6月に丁銀と豆板銀の通用停止を布告のうえ、翌7月太政官札5種を発行、同時に旧貨幣の回収を始めたのであった。後者への対策では、同年7月新政府は各国領事に対しこの太政官札の金・銀不

換を通告、そして一分銀293枚を洋銀100枚に交換すると通告した。貨幣制度の改編と内外貨幣の交換比率規定にあわせ、国内殖産興業政策を同時に進めるため、同年6月新政府は諸藩へ太政官札4800万両を貸付けた。新紙幣の流通を図りながら、その価値をどのように保証するののかという問題が当然現れてきた。各国公使は紙幣価値の下落と偽札の流通に関し、政府に抗議を行ったため、同年6月の官制改定により設けられた貨幣司を69（明治2）年3月に廃止して造幣局を設置、7月に太政官札発行を停止し新貨を発行する旨を布告した。8月1日外国官知事と英国東洋銀行との間に貨幣鑄造条約を締結し、Robertson を造幣局に雇入れる契約が交わされた。同月15日の政府官制改革により大蔵省を設置、金穀出納・造幣などを司らせ、造幣局は造幣寮に改称し大蔵省に付属した。

1871（明治4）年6月に政府は新貨条例を制定した。その内容は以下のようである。①呼称は円を起票とし、単位は円・銭・厘〔10進法〕②量目4分の一円本位金貨と銀・銅貨の補助貨制定③新旧貨幣交換比率を一円＝一両に決定④一円貿易銀貨は開港場で無制限通用、である。一般にはこの新貨条例制定を以って日本の金本位制開始とされるが、一円貿易銀貨が開港場に通用したように、実態は金・銀複本位制であった。19世紀後半は英国を中心に国際金本位制が確立する時期であり、日本が国際的な貿易体制へ参入するためには、金兌換を保証するに足る金準備が求められたのである。そして翌72（明治5）年12月に、国立銀行条例が制定された。その目的は①政府不換紙幣整理②兌換制度確立③殖産興業資金供給である。第一国立銀行はこの条例により1873（明治6）年6月に設立された。1876（明治9）年2月に締結された日朝修好条規に先立つこと2年である。新政府の国家政策に同銀行がどのように関わりながら朝鮮国へ進出したのか、節を改めて検討しよう。

第5節 第一国立銀行の朝鮮進出

同行の朝鮮国進出に関して既に多くの研究成果が蓄積されてきた。韓国では本稿の随所に引用してきた李（1971）などの研究があり、日本でも高嶋（1975a）・高嶋（1975b）・村上（1973a）だけでなく、貿易・金融・農業・工業など多方面にわたる日本の近代化と対外膨張政策を考えると、一つの産業研究のみを対象に取上げてその名前が現れることが多い。例えば、日本の金本位制確立に、日清講和〔下関〕条約による清国の対日賠償金が用いられたことは衆知である。それは英蘭銀行へ預金されて、1902（明治35）年の日英同盟協約に経済的裏づけを与えた。同行も金本位制確立にむけて、朝鮮産金の輸入に少なからざる役割を担ったのであった²³⁾。なぜそれが同行に可能であったのか、なぜ他の国立銀行が担わなかったのか、それを「日露戦争直後まで払込資本金額において工業を上回り続けた銀行業」（石井（1972）pp 2）に着目し、資本蓄積と資本輸出の観点から考察を加える必要もあるだろう。企業経営者と企業資本構成および前者の国家政策への関与が焦点となる。日本の資本主義形成期における貨幣・金融制度の近代化は近代国家の形成からの要請であったため、同行の活動は多面的であるだけでなく、それを究明する視点もまた多様である。資本と経営に国家が関わりつつ近代的産業社会を形成しようとしたこの時代に、渋沢が銀行経営者とし

て近代国家の草創期に大きな足跡を残したのは首肯されるであろう。第一国立銀行の活動に渋沢の意思が反映している。同行の朝鮮国における活動は、①海関税取扱②地金銀買入③貨幣整理④朝鮮政府への貸出⑤韓国国庫金取扱⑥韓国中央銀行業務に分けられる。これらは相互に関連を持っているが、その全てを、さらに幾つかの視点から検討するのは困難である。以下では、渋沢栄一と同行が朝鮮国の旧来の貨幣・金融制度の改革にどのように関わったのかその軌跡を概ね跡付けておこう。その作業を通して日本の近代的な貨幣・金融制度の形成を検討することが本節のねらいである。

1881（明治14）年7月渋沢は、釜山支店の大橋半七郎宛21日付書簡で次のように述べている。「銀行業ニ取りても時々資本閑却之姿ハ有之候得共、内地各店共幸ニ従来勉強せし為替割引之事業ハ相応ニ有之候（中略）総而銀行之資金ハ可成丈ケ運動資本ニ供し（中略）荷為替又ハ一時之短期貸ハ相勉候とも据置ニ相成候貸金ハ堅く御断可被成候」（『資料』pp13）。1873（明治6）年の第一国立銀行創立から8年後、荷為替など貿易金融および短期貸出を営業する銀行業務を考えていたことが想像される。当時既に「魚允中・洪英植²⁴⁾ハ時々来訪、聊経済談も講習」（同上pp14）するなど朝鮮国要人との接触があり、「韓政府貸金之内話ハ今日金融逼迫之際ニハ望無」（8月24日付書簡（同上pp14））と大橋に伝えていた。それでも「先方相望候ハハ我政府之内援を借り、何とか工夫し少々も取扱申度」（9月27日付書簡（同上pp14））いと朝鮮政府への融資に意欲を示し、また「魚允中ニ講授仕候銀行創設」（同上）が話題に上っていた。

1872（明治5）年12月に制度が導入された国立銀行は、国立銀行券兌換の裏付けとなる正貨準備不足が足枷となり、経営不振が問題となっていた。76（明治9）年9月に国立銀行条例を改正、政府紙幣を準備としたため153行まで増加したが、インフレーションと放漫経営が深刻になった。そのため82（明治15）年6月に日本銀行条例を定め、翌83（明治16）年には再び条例を改正、国立銀行は設立後20カ年で普通銀行へ転換することになった。99（明治32）年末に国立銀行券が通用停止になり、国立銀行制度はその役割を終え、日本銀行が発行独占権を持つ中央銀行制度が整備された。しかしその価値の裏付けとなる正貨準備の不足は未だ解消されず、渋沢は「朝鮮国ヨリハ砂金」（『資料』pp20）に着眼し、「幸ニ当銀行ニ於テハ朝鮮国釜山・元山・仁川」に支店・出張所があるので「当銀行へ御下命被成下候」よう「買入元金（中略）参拾万円ヲ一箇年間三朱ノ利息」（『資料』pp20）で、政府資金貸与を大蔵卿松方正義（1835-1924）に願ひ出ている。

朝鮮政府への融資・朝鮮産金購入に続き、海関税取扱および貿易銀の政府貸付を統理交渉通商事務衙門と締結するなど、第一国立銀行は、日・朝政府それぞれの金融・貿易政策に深く係わっていく様子が伺える。貿易金融と短期貸出を業務とする銀行経営が成り立つには、関税制度や貨幣制度の整備が前提であったといえよう。ここで1876（明治9）年締結の江華島条約貨幣条項に目を向ける必要がある²⁵⁾。前近代的貨幣制度を抱えたまま開国を強いられた朝鮮国の貨幣事情およびその後の貨幣改革とそれに先んじていた日本の貨幣・金融改革とを思い起こせば、それら政策が打ち出された順序が意味を持ってくる。日本の新貨条例は1871（明治4）年6月、国立銀行条例は翌72（明治5）年12月、一方朝鮮国の開国は76（明治9・高宗13）年2月だが、その2年後78（明治

11・高宗15）年6月に第一国立銀行は釜山支店を開設した。幕末の内外貨幣交換比率を新政府は1868（慶応4）年3月に規定、徐々に国内貨幣を整理し始めていた日本には墨銀など洋銀が滞留し、外国為替の経験を蓄積していた。この貨幣条項が、洋銀と日本の諸貨幣とが近代的貨幣・金融制度を持たない農村社会であった朝鮮国へ流入するのを必然としたといえよう。それに加えて、開国当時小規模金融業者しか存在しなかった朝鮮国の金融事情と貸出金利の高さは、第一国立銀行に十分な利潤機会と進出動機を与えたであろうと思われる。

同行は朝鮮開国に伴う海関税取扱を1884（明治17）年2月に朝鮮政府との間で締結した。貨幣条項に基づいて、日朝貿易での関税出納に日本の貿易銀など諸貨幣が使用可能となり、それはまた同行の朝鮮国国庫事務取扱を準備したのである。

1894（高宗31）年朝鮮国政府は「新式貨幣発行章程」を発し、貨幣制度改革を行った。その内容は次の通りである。①銀貨・白銅貨・赤銅貨・黄銅貨の4種②五両銀貨と一両銀貨③五両銀貨を本位貨幣他は補助貨幣、である。しかし五両銀貨は「僅かに一萬九千餘圓を發行せるに止まり白銅貨のみを濫鑄したるを以て、私鑄偽造盛に行はれ、白銅貨の、本位銀貨に對する相場非常に下落」（第一銀行（1925）pp79）した。しかしこの章程第七条では「新式貨幣多額鑄造之先得暫混用外国貨幣但与本国貨幣同質同量同価者許通行」（『資料』pp68）を規定したので、先の江華島条約貨幣条項と同じく、日本の諸貨幣が朝鮮国へ流入する事態が続いた。このため「我が一圓銀貨も亦韓國の法貨たる効力を有するに至り、其流通高は却って増進し、明治三十年には三百五十餘萬圓の巨額に達し」（第一銀行（1925）pp79）たのであった。

1895（明治28）年4月の下関条約によって得た賠償金を元に、日本は1897（明治30）年10月から一圓銀貨を廃止し、愈々金本位制へ移行した。これより約2ヶ月前「韓國にては再び彼の粗惡なる韓錢が跋扈」（第一銀行（1925）pp80）するため、渋沢は「朝鮮國幣制私議」を日銀総裁岩崎弥之助（1851-1908）宛提出した。そこには「新式貨幣発行章程」に対する評価が述べられている。「鑄造高極メテ少ナク、其鑄造セシ新貨幣ハ単ニ見本トナスニ止マリテ、通貨ノ効用ヲ達スルヲ得ズ」（『資料』pp61）、その一方で「我一圓銀ハ朝鮮國ニ在テハ（中略）国民一般ニ之ヲ信用シ、最上ノ宝貨トシテ、之ヲ貴重スル」だけでなく「日本銀行ノ兌換券モ亦国内ニ迄流通」（同上）していたという。日本では回収されるべき銀貨に刻印を押し、朝鮮国内で流通させることを提起した。日本の銀貨で朝鮮国産金を購入するということである。

次いで1901（明治34）年に日本の大蔵省へ出願していた韓国における銀行券発行の特許に対して、同省から許可が下り、翌年株式会社第一銀行券規則を制定、所在の各支店において日本の通貨と引き換えながら130万円を散布していった。1904（明治37）年8月の第1次日韓協約²⁶⁾に従い、10月目賀田種太郎（1853-1926）が韓国政府財政顧問に着任、韓国の貨幣・金融制度改革が行われた。翌05（明治38）年1月第一銀行²⁷⁾は韓国政府と貨幣整理に関する契約を締結した。その主な内容は①同行の整理事務執行〔第一条〕②第一銀行券公認と無制限通用〔第三条〕、である。6月に貨幣整理事務処理法を定め、白銅貨を同年中に2億554万6千枚、金額にして497万円を京城などの貨

幣交換所で回収する実績を示した。そして、同年3月勅令第73号を以って、同行は韓国中央銀行として日本政府から実質的に認められたのであった。

終わりに

幕末の貨幣・金融制度を受け継いだ明治政府にとって、その改革は欧米諸国からの開国要求を前提にした開放経済体制に整合した制度を創り出すことであった。すなわち英国を中心とする国際金本位制と銀行制度を根幹に据えた金融業であった。秩禄処分に行行した金禄公債は、封建的農業社会から近代社会へ社会自体を改編する費用を捻出する手段となったが、前近代的産業がうみだす富では足りず、殖産興業政策を必要とした。銀行業は、米国の国立銀行制度を導入し、そのための資金融資を目的の1つに形成されたが、1896（明治29）年3月公布の営業満期国立銀行処分法によりその役割を終えている。1895（明治28）年の下関条約は中央銀行制度を確立し銀行業に基盤を置いた金融業の形成を可能とした。

さて、第一国立銀行の朝鮮国進出は、日本の近代化政策と直接的な関連を持っていると同時に、当時の国際社会の情勢にも規定されていた。それは①欧米諸国のアジア進出②朝鮮国を間に宗主国清と日本の対立③欧米諸国内の対立があった。朝鮮国は開国以降、各国から外交・内政に顧問を受け入れ、自国の近代化を急いだ。目賀田種太郎だけでなく、本稿では言及しなかったが、中国から馬建常・穆麟徳および Denny・Merril、ロシアから Weber・Speyer、英国から Brown らがやって来た。彼らの提言には自ずと出身国の国益が反映していたであろう。同行の進出も、大きく見れば当時の英国の世界戦略に組込まれた日本の対外戦略の一つであったといえよう。したがって、欧米諸国から日本への資本投資と日本から朝鮮国へのそれとを一体に捉える必要があるだろう。同じことは金融システムについても妥当すると思われる。日本の近代化と同じ過程を経て朝鮮国の近代化も進展したが、後れた資本主義国が前近代的農村社会に対するのは、より苛烈であった。加えて第一国立銀行の朝鮮国進出を例に検討したように、それ自身が受容した金融制度を改変しながらシステムを移植し、拡大していった。資本の運動といえよう。

本稿では、朝鮮後期の貨幣・金融制度改革を金融システムの観点から取り上げた。制度という枠組みの中で、どのような経済活動がどれほど行われたのか、またその変化がさらにどのように貨幣・金融制度そして経済制度全般に影響を及ぼしたのかは、対象としなかった。つまり定性的な分析にすぎない。経済活動の大きさおよびその変化と影響などは今後の課題としたい。

（この まさのぶ・本学経済学部助教授）

注

- 01) 日米和親条約から日蘭追加条約まで、日本が西欧諸国と調印した友好条約は次のとおりである。① 1854（安政元）年日英和親条約②55（安政元）年日露通好条約③56（同2）年日蘭和親条約。
- 02) 1402（応永9）年足利義満は明国建文帝から「日本国王」に冊封された。1607（慶長12）年徳川秀忠（1579-1632）に呈出された朝鮮国王の国書には、「日本国王 殿下」と記されているが、秀忠の返書には

- 「日本国源秀忠」とのみ記され国王の称号は用いられていない。寛永年間徳川家光（1604-51）から朝鮮への国書には、「日本国大君」の称号が用いられた。江戸時代に幕府内では天皇を日本国王と規定し、外交権を征夷大將軍が行行使しようとしたといわれる（今谷（1993）pp120他）。
- 03) 1795（正祖19）年中国人神父周文模が鴨綠江を越えてから、布教を目的に仏人神父らの朝鮮国潜入が相次いだ。このため1801（純祖元）年辛酉の邪獄、1839（憲宗5）年乙亥の邪獄など外国人神父および信徒に対する弾圧が行われた。1831（純祖31）年英国商船の忠清道来航、1865（高宗2）年ロシア船の咸鏡道来航も鎖国政策から拒絶された。しかし19世紀後半には、1866（高宗3）年に米国船General Sherman号事件や1871（高宗8）年辛未の洋擾など欧米諸国との軋轢が頻発した（韓（1991）p393）。
- 04) 朝鮮国の開国は次の諸条約による。①1876（高宗13）年2月日朝修好条規（江華条約）②1882（高宗19）年4月朝美修好通商条約③同年9月朝清商民水陸貿易章程④1883（高宗20）年日朝貿易章程⑤同年朝英修好通商条約⑥朝獨修好通商条約⑦1884（高宗21）年朝露修好通商条約⑧1886（高宗23）年朝佛修好通商条約。
- 05) 1878（明治11・高宗15）年6月に第一国立銀行〔東京本店〕が釜山支店を開設した。同行はその後1880年に元山出張所、1882年11月に仁川出張所などを開設した（第一銀行（1925）pp73）。その2年前、1876（明治9・高宗13）年に大倉喜八郎（1837-1928）は「我が国に於いては（中略）一人として冒険的に進んで韓国との通商貿易に当たらんとする者なく（中略）終に大久保内務卿から老生を見込んでの懇談があつたので、渋沢栄一（1840-1931）とともに「私設銀行と云う様の形式で各半額宛の出資を為し、資本金五万円の銀行を釜山に開設した」と述べている。国立銀行条例発布に伴い「釜山銀行」の継続が出来なくなったので「第一国立銀行が引受けて経営すること」になった（『渋沢栄一伝記資料』第16巻以下『資料』と略記pp9）。三井組などは朝鮮国進出をためらったが、第一国立銀行の進出は明治政府の後押しがあって実現したことは、それ以外の国立銀行と事情を異にする点に注目したい。
- また1889（明治22・高宗26）年に第十八銀行〔長崎本店〕が釜山支店と元山支店を、1892（明治25・高宗29）年に第五十八銀行〔大阪本店〕が仁川支店を開設した。次いで1907（明治40・光武11）年に日本興業銀行と密陽銀行が、1908（明治41・隆熙2）年には周防銀行がそれぞれ韓国に支店を開設した（李（1971）pp57）。加えて対馬の第百二国立銀行〔厳原本店〕は1880（明治13・高宗17）年に釜山出張所を設けたといわれる（高嶋（1971））。日本以外では、朴（1973）によれば、1898（光武2）年に香港上海銀行（The Hongkong & Shanghai Cooperation）が仁川に代理店を設置し、清英米商人と取引を行った。W.D.Townsend & Co.など有力外国商社も送金などの代理業務を行っていたが、第一国立銀行に比べこれらはその活動分野が狭小であった（朴（1973）pp96）。日系銀行の進出については玄（1980）pp518、襄（1990）pp11なども参照されたい。また、上記の高嶋（1971）のほか、個々の国立銀行の朝鮮国進出に関しては、同氏による詳細かつ膨大な研究成果が残されている。
- 06)、07) 高嶋（1971）・高嶋（1975a）などを参照。
- 08) 朝鮮殖産銀行（1928）などを参照。
- 09) 大倉喜八郎は1976（明治9）年釜山東上寺にてバザーを開き、「舶来品としては羅紗・金巾・天竺木綿の類、日本品は甲斐絹・縮緬を初め京都西陣の織物其他雑貨類・日用品等」をならべ、正札販売が奏功して「数日ならずして其の全部を売り尽くした」と述べている（『資料』pp9）。正札販売と「値段は絶対に之を秘密に」する商慣習の違いを強調している。併せて沢村（1953）などを参照。
- 10) Marx（1964）pp345-346参照。Marxは前資本主義社会の例としてインドと中国を取り上げ、英国の進出がその共同体を粉碎していった歴史を考察している。英国がインドと中国に対するは、日本が朝鮮国に対するのと同様だが、その違いに興味がもたれる。
- 11) 沢村（1953）などを参照。ただし本稿では朝鮮国の在来産業と開国による変化は取り上げなかった。今後の課題としたい。
- 12) 한우균（1991）pp264参照。
- 13) 田地支給の対象から除かれたのは良民・商人・手工業者・僧尼・賤人などである（한우균（1991）pp266）。
- 14) 同上pp385参照。
- 15) 転貸権、耕作権の売買と抵当、相続権があげられている（権（1967）pp38）。佃戸が土地を再び賃貸に出し、中間利益を得る可能性を指摘している。
- 16) 金（2002）pp48参照。

- 17) 1876 (明治9・高宗13) 年2月の日朝修好条規 (江華条約) から韓国併合までの主な日朝 [日韓] 間の条約は以下の通りである。①76年8月修好条規付録・通商協定②77年 (明治10・高宗14) 年1月釜山港居留地借入条約③82 (明治15・高宗19) 年8月濟物浦条約および日朝修好条約続約④83 (明治16・高宗20) 年7月日人民貿易規則・海関税目・日本人漁民取扱規則⑤94 (明治27・高宗31) 年8月暫定合同條款・両国盟約⑥97 (明治30・光武元) 年鎮南浦・木浦居留地規則⑦1902 (明治35・光武6) 年5月馬山日本專管居留地取極⑧04 (明治37・光武8) 年2月日韓議定書・8月第1次日韓協約⑨05 (明治38・光武9) 年11月第2次日韓協約⑩06 (明治39・光武10) 年10月 (鴨綠江・豆満江沿岸) 森林経営共同約款⑪07 (明治40・光武11) 年7月第3次日韓協約および秘密覚書⑫08 (明治41・隆熙2) 年10月漁業協定⑬09 (明治41・隆熙3) 年7月司法監獄事務委託覚書・韓国中央銀行に関する覚書⑭10 (明治43・隆熙4) 年8月韓国併合に関する日韓条約。
- 18) 朝鮮総督府臨時土地調査局によって『朝鮮土地調査事業報告書』が編纂発行されたのは1918 (大正7) 年11月である。これを半島における土地調査事業と理解するのが通説である。同事業に根拠を与えた「土地調査法」の施行が1910 (明治43) 年8月であり、併合後朝鮮総督府が「土地調査令」を発したのが12 (大正元) 年8月だからである。しかし田中 (1977) は他の研究を検討しながら、10年以前に「宮房田」を整理し「国有駅屯田」が設定されたことにあわせ、『報告書』の内容構成自体が植民地における農業再編を企図していたと指摘している。それは1905 (明治38・光武9) 年11月に第2次日韓協約締結に従い「韓国統監府」が翌年2月から開庁し、韓国に対する「保護政治」が既に始まっていたからである。
- 19) 『渋沢栄一伝記資料』第16巻は、『渋沢栄一書簡』・『第一銀行五十年史稿』・『韓国ニ於ケル第一銀行』・『韓国貨幣整理報告書』などから構成されている。本稿ではそれらを区別せずに、この『資料』第16巻の項で一貫する。
- 20) Marx (1964) pp337を参照。
- 21) (1) 韓人の間で「典當舖」の貸付利子は①10貫文以下8%②10-50貫文6%③50貫文以上5%となっている。一方(2) 日本人の間では①土地家屋抵当3%②物品抵当2.5%③無抵当4-5%である (朴 (1973) pp54-55)。貸出金額および貸出期間の長さなどを無視して利子だけを比較すれば、朝鮮社会が高い。資金不足を予想させるが、その検証には実証的研究が必要となろう。
- 22) 拙稿「幕末期国際通商体制への参入に伴う内外貨幣交換問題」『経済学論纂』(中央大学) 第37巻第5・6合併号を参照されたい。
- 23) 小林 (1967)・崔 (1971)・村上 (1973b) などを参照。
- 24) 朝鮮政府は1883 (高宗20) 年の行政改革によって統理交渉通商事務衙門と統理軍国事務衙門を設置、前者に外交・通商を後者に軍務・内務を担当させた。金充植 (1835-1922)・魚允中 (1848-1896)、独立党の枢要であった金玉均 (1851-1894)・洪英植 (1855-1884) らはその中心的官僚であった (韓 (1991) pp445-450)。
- 25) 条文は次の通りである。「日本国人民日本ノ諸貨幣ヲ以テ朝鮮国人民ノ所有物ト交換シ得ヘシ又朝鮮国人民ハ交換シ買得タル日本国ノ諸貨幣ヲ以テ日本国ノ諸貨物ヲ買入ルル為メ朝鮮国指定諸港ニテハ人民相互ニ通用スルヲ得ヘシ」
- 26) 朝鮮国は1897 (建陽元) 年8月に年号を光武に改め、10月12日高宗の皇帝即位と国号変更により「大韓帝国」となった (韓 (1991) pp514)。金弘集 (1842-1896) 内閣の下で、太陰曆から太陽曆に曆を変更、一世一元の年号使用を決定、1896年1月から建陽元年となった (韓 (1991) pp504)。
- 27) 1883 (明治16) 年5月の国立銀行条例改正により第一国立銀行は1896 (明治29) 年9月に営業満期を迎え、普通銀行の株式会社第一銀行となった (第一銀行 (1925))。

参考文献

- (01) 今谷明『武家と天皇』岩波新書1993年
- (02) 한우균『韓国通史』学生社1991年
- (03) 李碩崙『韓國貨幣金融史研究』博英社1971年
- (04) 玄紋吉「韓末近代貨幣金融制度의成立이物価變動에미친影響에관한研究」『東亜大学校東亜論叢』第17輯pp503-581 1980年
- (05) 朴準塚『韓國貨幣制度史研究』藝文館1973年

- (06) 裴永穆『植民地朝鮮의通貨金融에 관한研究』서울大學校大學院博士學位論文1990年
- (07) 第一銀行『第一銀行五十年小史』1926年
- (08) 渋沢栄一伝記資料刊行会『渋沢栄一伝記資料』第16巻
- (09) 朝鮮殖産銀行『朝鮮殖産銀行十年志』1928年
- (10) 高嶋雅明「第百二国立銀行と外国貿易金融」『社会経済史学』第37巻第2号1971年
- (11) 同「朝鮮における植民地金融の展開」和歌山大学経済学会『経済理論』第142号、第143号1975年
- (12) 同「朝鮮における貨幣制度改革と第一銀行券の発行（1）（2）」和歌山大学経済学会『経済理論』第146号、第147号1975年
- (13) 沢村東平「李朝末期綿製品輸入の社会経済的条件」『社会経済史学』第19巻第2・3合併号1953年
- (14) Marx,K., “Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie.” Dritter Band Buch III. herausgegeben von Friedrich Engels, Karl Marx Friedrich Engels Werke Band25, Dietz Verlag, Berlin, 1964.
- (15) 金洛年『日本帝国主義下の朝鮮経済』東京大学出版会2002年
- (16) 権寧旭「朝鮮における封建的土地所有に関する若干の理論的問題」『歴史学研究』321号1967年
- (17) 宮嶋博史「『土地調査事業』の歴史的前提条件の形成」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』第12号1975年
- (18) 田中慎一「朝鮮における土地調査事業の世界史的位置（一）」東京大学『社会科学研究』第29巻第3号1977年
- (19) 姜徳相「甲午改革における新式貨幣発行章程の研究」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』第1巻1967年
- (20) 小林英夫「朝鮮産金奨励政策について」『歴史学研究』No.321 1967年
- (21) 崔柳吉「日本における金本位制の成立と李氏朝鮮」『社会経済史学』第36巻第6号1971年
- (22) 村上勝彦「第一銀行朝鮮支店と植民地金融」『土地制度史学』第61号1973年
- (23) 同「植民地金吸収と日本産業革命」『東京大学経済学研究』第16号1973年
- (24) 石井寛治「成立期日本帝国主義の一断面」『歴史学研究』第383号1972年